

○小林市競争入札の参加者資格等に関する要綱

平成19年 8月15日

告示第163号

改正 平成20年 8月 1日告示第156号

平成21年 3月10日告示第54号

平成21年 6月17日告示第147号

平成22年 3月19日告示第213号

平成22年 4月 1日告示第273号

平成23年 3月31日告示第83号

平成24年12月14日告示第267号

平成29年 2月24日告示第22号

平成31年 3月29日告示第45号

令和 2年 3月31日告示第62号

令和 4年 9月30日告示第199号

令和 4年12月28日告示第243号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第12条並びに小林市財務規則（平成18年小林市規則第64号）第95条、第104条及び第217条の規定に基づき、本市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、競争入札の審査基準その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (2) 測量業者 測量法（昭和24年法律第188号）第10条の3に規定する測量業者をいう。
- (3) 地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。
- (4) 建設コンサルタント 土木建築に関する工事又は土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言（以下「建設コンサルタント業務」という。）を行うことを請け負い、若しくは受託する業を営む者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。
- (5) 補償関係コンサルタント 補償に関する物件及び権利の調査（機械設備等の特殊物件調査、建物、工作物等の一般物件調査、土地等鑑定評価等をいう。）及び事業関連調査（補償計画調査、事業損失調査等をいう。）並びに登録手続等の業務（以下「補償関係コンサルタント業務」という。）を行うことを請け負い、又は受託する業を営む者をいう。
- (6) 役務の提供 庁舎等の設備維持管理、清掃、警備等（建設工事、測量、地質調査業務、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務を除く。）の業務を行うことを請け負い、又は受託する業を営む者をいう。
- (7) 建設業者等 建設業者、測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント、補償関係コンサルタント及び役務の提供をいう。
- (8) 建設コンサルタント等 測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント、補償関係コンサルタント及び役務の提供をいう。
- (9) 建設工事 法第2条第1項に規定する建設工事をいう。

- (10) 測量 測量法第3条に規定する測量をいう。
- (11) 地質調査業務 地質調査業者登録規程第2条第1項に規定する地質調査業をいう。
- (12) 建設工事等 建設工事、測量、地質調査業務、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び役務の提供に関する業務をいう。

(競争入札参加者の資格)

第3条 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。以下第9条第1項第4号において同じ。）が小林市暴力団排除条例（平成23年小林市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下この号及び第9条第1項第4号において同じ。）である場合又はその経営を暴力団関係者が支配し、若しくは利用していると認められないこと。
- (3) 建設業者にあっては、法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けており、法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）を提示できること。
- (4) 次に掲げる事項についての審査を受けていること。

ア 建設業者の場合

- (ア) 市工事の経歴
- (イ) 市工事の工事成績
- (ウ) その他必要な事項

イ 建設コンサルタント等の場合

- (ア) 直前2年間の年間平均実績高
- (イ) 自己資本の額
- (ウ) 技術者数
- (エ) その他必要な事項

2 建設業者の競争入札参加資格については、次条の規定により算出した点数の合計に基づき、法第2条第1項に規定する建設工事の種類ごとに等級格付基準（別表第1）により等級区分を定めるものとする。ただし、建設業者数の少ない建設工事、特殊技術・特殊機械を要する工事又はその他特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(審査基準)

第4条 前条第1項第4号の審査は、審査基準日（平成19年4月1日及び同日から起算して2年経過したごとの日をいう。以下同じ。）における客観的要素及び主観的要素（建設コンサルタント等を除く。）の点数の合計により行う。

- (1) 客観的要素は、建設業者にあっては、総合評定値を、建設コンサルタント等にあっては、前条第1項第4号イについて行った審査の結果を総合勘案して定めるものとする。
- (2) 主観的要素の審査項目及び基準は、主観的要素審査基準（別表第2）によるものとし、各要素の取扱いは、それぞれ次による。
  - ア 工事経歴は、審査基準日直前2年間の市の災害工事受注件数とする。
  - イ 工事成績は、審査基準日直前3年間の市の関係工事に係る工事成績評定表に基づく種類別1件当たりの平均成績（1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）とする。

(競争入札参加資格審査の申請)

第5条 第3条第1項第4号の審査を受けようとする者は、申請書（添付書類を含む。以下同じ。）を登載基準年（平成19年及び同年から起算して2年経過したごとの年をいう。以下同じ。）又はその翌年の市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建設業者の場合

ア 建設業許可書又はその証明書の写し

イ 工事経歴書

ウ 営業所一覧表

エ 総合評定値の通知書の写し

オ 技術者経歴書

カ 前年度の納税の完納を証する書面

キ 印鑑証明書

ク 商業登記に係る登記事項証明書（個人である場合においては、代表者の身分証明書）

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 建設コンサルタント等の場合

ア 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し

イ 技術者経歴書

ウ 経営規模等総括表

エ 前年度の納税の完納を証する書面

オ 測量等実績調書

カ 営業所一覧表

キ 印鑑証明書

ク 商業登記に係る登記事項証明書（個人である場合においては、代表者の身分証明書）

ケ 財務諸表類

コ 建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントにあつては、国土交通大臣の確認印のある現況報告書の副本の写し

サ その他市長が必要と認める書類

（競争入札参加資格審査及び名簿登載）

第6条 市長は、前条の規定により当該申請書の提出を受けたときは、小林市建設工事等競争入札参加者資格審査委員会規程（平成22年小林市告示第212号）に規定する小林市建設工事等競争入札参加者資格審査委員会の審査を経て、その競争入札参加資格に認定された者（以下「有資格業者」という。）の商号、氏名又は名称及び代表者氏名を建設業者等有資格業者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、入札参加資格の認定をしなかった者については、競争入札参加資格審査結果通知書（様式第1号）によりその旨を建設業者等に通知するものとする。

3 第1項に規定する名簿の有効期間は、登載の日から次の登載基準年の登載の日の前日までとする。

（共同企業体の取扱い）

第7条 共同企業体の競争入札参加資格に関する取扱いについては、別に定めるところによる。

（変更等の届出）

第8条 第6条第1項の規定により名簿登載された有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 営業を休止し、又は廃止したとき。

(2) 営業に関し、法律上必要とする許可若しくは登録等の取消しを受けたとき又はその営業の停止を命ぜられたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第5条に規定する申請書の記載事項に変更を生じたとき。

(資格の取消し)

第9条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

- (1) 営業に関し、法律上必要とする許可又は登録等の取消しを受けたとき。
- (2) 特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者に該当することとなったとき。
- (3) 令第167条の4第2項各号に該当することとなったとき。
- (4) 経営者等が暴力団関係者である場合又はその経営を暴力団関係者が支配し、若しくは利用していると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により有資格業者の資格を取り消したときは、競争入札参加資格取消通知書(様式第2号)により当該建設業者等に通知するものとする。

(入札参加資格停止)

第10条 有資格業者の入札参加資格停止に関する取扱いについては、小林市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱(平成19年小林市告示第165号)の定めるところによる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に有資格業者である者は、この告示により認定されたものとみなす。

附 則(平成20年8月1日告示第156号)抄

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年3月10日告示第54号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月17日告示第147号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月19日告示第213号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第273号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第83号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月14日告示第267号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月24日告示第22号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第45号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第62号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月30日告示第199号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年12月28日告示第243号)

この告示は、令和5年1月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

等級格付基準

格付区分	建設工事の種類			
	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	水道施設工事
A級	1,000点以上	850点以上	900点以上	700点以上
B級	900点以上1,000点未満	650点以上850点未満	900点未満	700点未満
C級	750点以上900点未満	650点未満	—	—
D級	750点未満	—	—	—

注 土木一式工事及び建築一式工事の格付区分A級については、各業種の1級相当の技術者を3人以上雇用していることを要件とし、当該要件を満たしていない場合は、格付区分B級とする。

別表第2（第4条関係）

主観的要素審査基準

市発注による評価		
工事経歴	工事成績	
災害受注件数×5点（最高20点）	成績点数	点数
	90点以上	80
	85点以上90点未満	70
	80点以上85点未満	60
	75点以上80点未満	50
	70点以上75点未満	40
	65点以上70点未満	30
	60点以上65点未満	20
	60点未満	10
	完成工事のないもの	0

技術力による評価			
技術者長期雇用状況			
	資格名		点数（1人につき）最高50点
土木一式工事	技術士	建設部門、農業部門「農業土木」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門「建設部門」・「農業土木」・「森林土木」・「水産土木」	5
		1級土木施工管理技士	
		1級建設機械施工技士	
		2級土木施工管理技士	2
		2級建設機械施工技士	
建築一式工事		1級建築士	5
		1級建築施工管理技士	
		2級建築士	2
		2級建築施工管理技士	
舗装工事	技術士	建設部門、総合技術監理部門「建設部門」	5
		1級土木施工管理技士	
		1級建設機械施工技士	
		1級舗装施工管理技術者	
		2級土木施工管理技士	2
		2級建設機械施工技士	
水道施設工事	技術士	上下水道、総合技術監理（上下水道）、上下水道「上下水道及び工業用水道」、総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）、衛生工学「水質管理」、総合技術監理（衛生工学「水質管理」）、衛生工学「廃棄物管理」、総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	5
		1級土木施工管理技士	
		2級土木施工管理技士	2

社会性による評価			
不正行為		労働者福祉	
①指名停止期間	点数		点数
3月未満	-10	建設業退職金共済組合加入	20
3月以上6月未満	-20	社会保険加入	20
6月以上12月未満	-30	ISO取得等	
12月以上	-50	種類	点数
②法令違反	点数	ISO45001	10
建設業法違反（一括下請負、虚偽申請、技術者専任等）	-15	エコアクション21の認定	5
一括下請負、虚偽申請、技術者専任等以外の建設業法違反	-10	障がい者の雇用状況	
他の法令違反	-10	雇用状況	点数（法定以上の雇用1人につき）最高20点
③建設業法による監督処分	点数	雇用義務違反	-10
指示処分	-30	雇用期間2年以上	10
営業停止処分	-45	雇用期間6月以上2年未満	8
一部業種に係る許可の取消処分	-60	雇用期間6月未満	5
④その他	点数		
工事遅延	-20		
地域貢献		表彰受賞経歴	
小林市又は小林市の公的機関が主催する地域貢献活動への参加	1回につき1点（最高12点）	国又は宮崎県表彰の実績	1回につき1点（最高6点）
自社で独自に行った地域貢献活動	1回につき1点（最高8点）		
消防団員在団者の雇用	1人につき5点		
小林市との災害協定（所属する協会・団体が締結したものを含む。）の締結	1協定につき5点		